

○子育て支援事業学校給食費負担金の軽減措置について(多子世帯減免)

1. 事業内容

平成28年度より浦河町では、子育て支援対策の一つとして、18歳以下の子どもが2人以上いる世帯を対象に、第2子以降の小中学生の学校給食費負担金を減免する。

2. 減免対象者

- (1)保護者が浦河町に住所を有し、18歳以下(平成12年4月2日以降生まれ)の子を2人以上養育していること。
- (2)第2子以降が町内小中学校に在籍していること。
- (3)生活保護受給世帯、準要保護受給世帯、または、児童入所施設措置費等による学校給食費の支給対象者でないこと。
- (4)令和元年度以前の学校給食費負担金の未納がないこと。

3. 軽減額について

- (ア)第2子の児童等 …… 学校給食費負担金の2分の1
- (イ)第3子以降の児童等 …… 学校給食費負担金の全額

4. 予算額

令和2年度学校給食費負担金<<歳入>> ▲7,329,000円

5. 減免決定者世帯数及び減免決定額(R2.11.12現在)

減免決定者世帯数	206 世帯
減免決定額	6,453,000 円

6. 減免額の算定方法について

(例1) 小学生2名の場合

当初金額 3,600円×12か月×2名=86,400円

減免金額 3,600円×12か月×1/2=21,600円

決定金額 86,400円-21,600円=64,800円

(例2) 高校生1名、中学生1名、小学生1名の場合

当初金額 (4,300円+3,600円)×12か月=94,800円

減免金額 (4,300円×12か月×1/2)+(3,600円×12か月)=69,000円

決定金額 94,800円-69,000円=25,800円

7. その他

還付が生じる場合については、返還口座の確認をし、還付処理を行う。